

健康福祉

医療費のお知らせ発送

国民健康保険加入者または後期高齢者医療加入者に、医療費の総額や受診日数、医療機関の名称などを記載したお知らせを郵送しています。
※対象期間内に医療機関を受診していない場合は送付されません

国民健康保険

「医療費のお知らせ」を年4回郵送しています。
通知内容 2月送付分II令和4年11月～12月に受診した医療費の明細
対象 国民健康保険の加入者
※世帯全員の医療費が記載してあるお知らせを世帯主に郵送します
その他 このお知らせは、あらかじめ加入者全員の意向を確認することが困難なため、本人から世帯主に発送することと同意しない旨の連絡がない場合は、同意があるものと判断し、発送しています。お知らせが不要な場合は、保険年金課へ連絡してください

後期高齢者医療

「医療費通知」を年2回郵送しています。
通知内容 2月送付分II令和4年6月～11月に受診した医療費の明細
対象 後期高齢者医療加入者
その他 12月に医療機関を受診し、確定申告で医療費控除の申告をする場合は、12月の受診時の領収書を保管しておいてください

確定申告

医療費のお知らせ(医療費通知)は医療費控除の申告手続で使用できます。医療費控除の申告に関する場合は、税務署にお問い合わせください。
問い合わせ 保険年金課▽国民健康保険加入者II国保係(☎402822)▽後期高齢者医療加入者II医療年金係(☎402259)・藤岡税務署(☎20971)

ジェネリック医薬品差額通知

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販

売される、有効性・安全性が新薬と同等であると国(厚生労働省)から認められた、価格の安い薬です。
国民健康保険加入者または後期高齢者医療加入者に、現在服用している薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、薬代の自己負担額をどのくらい軽減できるか試算した差額通知「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を2月から3月にかけて郵送します。

ジェネリック医薬品へ切り替えを希望する人は、医師や薬剤師に相談してください。
対象 国民健康保険または後期高齢者医療加入者で令和4年12月に医薬品を処方され、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、1カ月当たりの自己負担額の軽減が一定以上見込まれる人
その他 通知は必ずしも全員に届くわけではなく、また切り替えを強制するものではありません。ジェネリック医薬品に変更する際の参考として利用してください

問い合わせ

保険年金課▽国民健康保険加入者II国保係(☎402822)▽後期高齢者医療加入者II医療年金係(☎402259)・藤岡税務署(☎20971)

成人健康相談

④2822)▽後期高齢者医療加入者II医療年金係(☎2259)
日時 2月21日(火)午後1時～4時(要予約)
会場 市保健センター
内容 ▽健康や栄養についての相談▽血管年齢測定▽体組成測定など
持ってくる物 各種検診結果票・健康手帳・お薬手帳など
相談対象者の健康状態が分かる物
その他 ▽相談は家族など本人以外でも受け付けます▽ペーサー利用者には体組成測定を行いません
問い合わせ 健康づくり課(☎402808)

その他

都市計画決定図書縦覧

藤岡都市計画火葬場の決定を令和4年12月20日付けで行いましたので、関係図書を縦覧します。
縦覧場所 市役所都市計画課

県都市計画課

問い合わせ 都市計画課(☎402824)

プレミアム付き商品券「高山社」債換金期限

令和4年度プレミアム付き商品券「高山社」債の取扱店は、使用された商品券を2月14日(火)までに必ず換金を済ませてください。

換金申請書が不足する場合には藤岡商工会議所まで申し出てください。
問い合わせ 藤岡商工会議所

省エネルギー月間

冬季は暖房や給湯器具の使用に伴い、エネルギー使用量が増えることから、国は毎年2月を「省エネルギー月間」と定め、省エネルギーの推進を呼び掛けています。

今年の冬の電力需給は厳しい見通しとなっているため、需給逼迫に備えるとともに、無理のない範囲での節電に取り組むことで、日常生活の脱

炭素化を進めましょう。

冬の脱炭素アクション ▽重ね着や膝掛けを使用し、ウォームピズを心掛ける▽厚手のカーテンなどで外からの冷気を遮断する▽風呂は間隔を空けずに入り、追いだきをやる▽温水便座の設定温度を抑えるか、タイマー節電機能を利用する▽エアコンだけでなく扇風機を使って暖気を循環させる▽照明機器をLED照明に入れ替え、こまめな消灯を心掛ける

その他 市では地球温暖化防止につながる設備である太陽光発電設備と蓄電池の導入に対して補助金を交付しています。詳しくは市ホームページを確認してください。
下記2次元コードからもアクセスできます



問い合わせ 環境課(☎40264)

住宅・土地統計調査の単位数設定

2月1日現在で住宅・土地統計調査の単位数設定を行います。
住宅・土地統計調査は住生

手話をやってみよう(第47回)

手話は音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。手話が身近な言語となるよう、皆さんもやってみましょう。
今月は「歩く・走る」を紹介します。

【歩く】 【走る】



人さし指と中指を下に向け、指を交互に出しながら前へ進める
両手のこぶしを体の脇で交互に前後させ、走るしぐさをする

問い合わせ 福祉課(☎402384)

愛玩動物を飼育している人は報告を

令和5年調査の実施に先立ち、総務大臣が指定した対象調査区内の建物を把握するため、指導員が巡回しますので、ご理解とご協力をお願いします。
問い合わせ 総務課(☎40227)



家畜伝染病予防法に基づき、愛玩用を含む家畜の飼育者は、毎年1回、県知事に飼育頭羽数などを報告する必要があります。また、家畜の飼育者は重大な家畜伝染病を疑う症状を発見した時の通報と、家畜を病気から守るための消毒などの取り組みも義務付けられ

ています。

報告対象 ウシ・シカ・ウマ・ヒツジ・ヤギ・ブタ・イノシシ・ニワトリ・アヒル・ウズラ・キジ・エミュー・ダチョウ・ホロホロチョウ・シチメンチョウ
※一頭(羽)でも飼育している人は報告が必要です
報告内容 住所・氏名・連絡先、2月1日(水)現在で飼育している動物の種類と頭羽数
問い合わせ 西部農業事務所(☎027・362・226)

1)・農政課(☎402304)